

離婚に関する相談窓口のご案内



離婚の際には、財産分与をはじめ、お子さんがいる場合には親権や養育費、お子さんとの面会交流など取り決めることがあります。

離婚に伴うトラブルや諸手続き、お子さんのこと、ひとり親が利用できる制度などお気軽にご相談ください。

相 談 名	主な内容	曜日・時間	相談場所・予約申込先
家庭問題に 関する相談	協議離婚、子どもの養育費、面会交流等 (相談員-元家裁調査官)	第2・4金曜日 13:30～15:30	ふじみ野市役所 本庁舎2階 市民総合相談室 (31番窓口) Tel049-262-9025
女性のための DV・総合相談	配偶者等からの暴力、夫婦・親子関係等の悩み、今後の生活等の不安 (相談員-心理カウンセラー・社会福祉士等女性相談員)	月・火・木・ 第1・3・5金曜日 10:00～16:00	
弁護士相談	離婚に伴う紛争、調停、財産分与、慰謝料、親権等	木曜日 13:30～16:30	
司法書士相談	離婚手続、離婚協議書等	第1・3・5金曜日 9:30～11:30	
行政書士による 生活総合相談	離婚に伴う困りごと全般	月・水・金曜日 13:00～16:00	
弁護士相談	離婚に伴う紛争、調停、財産分与、慰謝料、親権等	月曜日 13:30～16:30	ふじみ野市大井総合支所 市民相談コーナー 「オアシス」 Tel049-256-7871
司法書士相談	離婚手続、離婚協議書等	第2・4金曜日 9:30～11:30	
行政書士による 生活総合相談	離婚に伴う困りごと全般	火～金曜日 (第3水除く) 13:00～16:00	
※ 相談のご予約は、各相談場所の窓口と電話にて受付けております。 受付時間 8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)			

(その他の機関) 公益社団法人 家庭問題情報センター

☆東京ファミリー相談室(無料電話相談)

電話相談 03-3971-8553 (通話料は相談者負担)

相談日 月・水・金曜日 10時～16時

☆養育費等相談支援センター(無料電話相談)

電話相談 03-3980-4108 (通話料は相談者負担)

0120-965-419 (フリーダイヤルは携帯からはかかりません)

相談日 月～金曜日(水曜日を除く) 10時～20時、水曜日 12時～22時

土曜日・祝日 10時～18時

離婚時の年金分割制度について		
離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。原則として、離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに最寄りの年金事務所までご相談下さい。		
問 合 せ 先		
川越年金事務所	川越市脇田本町 8-1 U_PLACE5 階	TEL049-242-2657

ひとり親家庭等を対象とした制度について			
名 称	担 当 課		問 合 せ 先
児童扶養手当	子育て支援課	本庁舎 2 階	TEL049-262-9041
ひとり親家庭等医療費支給制度			
自立支援教育訓練給付金			
高等職業訓練促進給付金等			
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度			
ひとり親家庭等児童高校等入学準備金			
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金			
JR通勤定期乗車券の割引制度			
小・中学校就学援助	学校教育課	第 2 庁舎 3 階	TEL049-220-2084
市営住宅の申込	建築課	第 2 庁舎 2 階	TEL049-262-9043
名 称	問 合 せ 先		
県営住宅等公共賃貸住宅の申込	埼玉県住宅供給公社 県営住宅課		TEL048-829-2875

※ それぞれ問合せ先が異なりますので、お問合せの際、またご来庁の際は再度ご確認ください。



ふじみ野市 市民総合相談室

〒356-8501 ふじみ野市福岡一丁目 1 番 1 号

ふじみ野市役所 本庁舎 2 階

電話 049-262-9025(直通)

8:30~17:15(土日祝日及び年末年始はお休みです)